○第３号

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　近畿自動車道紀勢線荒光高架橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　和歌山県田辺市稲成町地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝255.4ｍ　鋼５径間連続合成少数鈑桁橋（Ｌ＝242.0ｍ　最大支間長　Ｌ＝56.0ｍ）１橋、床版工（鋼・コンクリート合成床版）Ａ＝2,467㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年６月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材

鋼材　410ｔ、コンクリート　720㎥、鉄筋　120ｔ

⑺は第１号１⑺に同じ。

⑻　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽、⑾は第１号１⑻、⑼に同じ。

⑿　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

２　競争参加資格

⑴は第１号２⑴に同じ。

⑵　近畿地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶は第１号２⑶に同じ。

⑷　平成10年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）等の乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績に限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式が、単純鈑桁橋（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は含まない。）を除く鋼橋で、かつ、最大支間長が25ｍ以上の製作・架設工事。

㋒　現場打ち鉄筋コンクリート床版（鋼・コンクリート合成床版を含む。）の工事。

㋓　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、床版工事の施工実績については、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）に確認できる内容が登録された工事についても、工事内容（床版工事）が確認できる契約書等の写しを提出すること。

また、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成10年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成10年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋔から㋖までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績に限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㋔　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋕　橋梁形式が、単純鈑桁橋（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は含まない。）を除く鋼橋の製作・架設工事。

㋖　上記㋔及び㋕は同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

なお、現地の配置予定技術者と工場製作の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれの資格及び経験等を提出すること。ただし、工場製作の配置予定技術者は下記⑹の工事の経験以外の資格を有する者であること。

⑹　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑹　平成10年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記⑷㋐から㋖までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての経験は出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹は第１号２⑸⑹に同じ。

⑹　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑹から⑹までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑹から⑾は第１号２⑺から⑿に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⑹　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㋐　鋼橋の耐久性の確保、向上（鋼・コンクリート合成床版及び壁高欄を除く。）のための工夫とその効果

㋑　周辺環境対策の工夫とその効果

⑹は第１号３⑴⑹に同じ。

⑹　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐から㋒は第１号３⑴⑹㋐から㋒に同じ。

⑵　提案について

⑹　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鋼橋の耐久性の確保、向上（鋼・コンクリート合成床版及び壁高欄を除く。）のための工夫とその効果」及び「周辺環境対策の工夫とその効果」についての評価の配点は20：10とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を加算点とする。

⑹は第１号３⑵⑹に同じ。

⑶、⑷は第１号３⑶、⑷に同じ。